

平成29年第3回大町町議会（定例会）会議録（第4号）						
招集年月日	平成29年6月5日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	平成29年6月9日	午前9時27分	議長	永尾光次	
	散会	平成29年6月9日	午前10時13分	議長	永尾光次	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 10名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	永尾光次	○	6	内野強美	○
	2	藤瀬都子	○	7	山下時三	○
	3	諸石重信	○	8	松崎直文	○
	4	早田康成	○	9	原田謹吾	○
	5	中山雄次郎	○	10	中山初代	○
会議録署名議員	7番	山下時三	8番	松崎直文		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	田島宏隆	書記	古賀久美		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	会計管理者	成富貞伸		
	教育長	船木幸博	総務課長	坂井清英		
	総務課参事	藤瀬善徳	企画政策課長	井原正博		
	生活環境課長	古賀 壯	町民課長	西森明広		
	子育て・健康課長	山崎ひとみ	福祉課長	岩瀬重義		
	農林建設課長	森 光昭	教育委員会事務局長	小木 誠		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成29年6月9日

日程第1 議案等に対する質疑

日程第2 議案等の委員会付託

午前9時27分 開議

○議長（永尾光次君）

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、平成29年第3回大町町議会定例会4日目は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 議案等に対する質疑

○議長（永尾光次君）

日程第1. これより町長提出の議案に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。3番諸石議員。

○3番（諸石重信君）

議案第26号の補正予算で33ページ、8款. 土木費の項が道路橋梁費ですかね、その3目. 道路新設改良費ですけれども、こちら国県支出金が646万3千円マイナス、一般財源約700万円、地方債が310万円。この説明の中の大町町道路照明灯更新工事というのは、これは取りやめというか、ここで削減になっておるんですけれども、理由的なものを教えていただきたいと思います。

○議長（永尾光次君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

お答えします。

この大町町道路照明灯更新工事は国の交付金をいただいて実施するものです。今回、当初

予算にはうちの要望額を上げておりましたが、国からの交付金の内示が若干減りまして、補正予算で1,070万円を減額する結果になった次第です。

○議長（永尾光次君）

3番諸石議員。

○3番（諸石重信君）

ありがとうございます。

同じく8款の、これは5項、公園費の中、34ページになりますけれども、目としましてはふれあい広場費ですね。その節は15、工事請負費の中の聖岳公園トイレ便槽更新工事というのがございますけれども、これはどういった状況で更新工事を行われるのか、お尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（永尾光次君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

お答えします。

この聖岳公園トイレというのは、聖岳のちょっと下に不動寺耕地整理ため池があります。そこの横のトイレの便槽になります。今現在、循環型の浄化槽が設置されておりますけど、その浄化槽の本体が多分土圧によって変形、破損している状態ですので、新しくくみ取り式に更新をしたいと考えております。

以上です。（「ありがとうございます。以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（永尾光次君）

ほかにございませんか。4番早田議員。

○4番（早田康成君）

今の質問をお願いします。

あそこの公園の便所ですけども、その施設の管理については、今現状としてはどうなのか。それと、あそこの使用している人の人数じゃないけれども、そういったところの環境はどうなっておるか。ちょっとわかったところでお願いします。

○議長（永尾光次君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

お答えします。

管理につきましては、修繕等は町のほうで発注等をいたしております。ただ、トイレの清掃とか草刈り等は、地元の不動寺地区に委託をしております。

使用する人数につきましては、ちょっと把握できていない状況です。

以上です。

○議長（永尾光次君）

早田議員。

○4番（早田康成君）

私が把握している現状では、ほとんど使っていないし、ごみはそんなないんですけども、草はぼうぼう。公園としての意味合いはなさない状況であるという考え方からすると、全部撤去したらどうかと考えますけど、いかがでしょうか。

○議長（永尾光次君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

きのうの質問等にもありましたとおり、ブラックバス等の釣りとかウオーキング関係、また、杉等の県有林関係もありますので、そこに来られる方のために公園のトイレは残したいと、環境整備のためにも残したいと考えております。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（永尾光次君）

ほかにございませんか。6番内野議員。

○6番（内野強美君）

議案第25号のほうで質問させていただきます。

議案第25号につきましては、大町町スポーツ振興基金条例の制定についてでございますが、この基金の条例につきましては、制定するに当たっては、私が思うには、基金の設置についてはもちろんうたわれてるように、地方自治法（昭和22年法律第67号）でございますけれども、それに対する第241条第1項の規定に基づき条例を制定するということになっておるわけでございますが、大町町スポーツ振興基金条例（案）の中に、第6条「この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に定める。」ということでございますので、そこで私が思うには、条例を制定するに当たって、スポーツ振興基金条例の施行規

則が必要じゃないかと思しますので、その点についてお伺いたします。

○議長（永尾光次君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小木 誠君）

お答えいたします。

スポーツ振興基金条例については、町長の提案理由で説明がありましたとおり、積み立てた基金については、体育施設の整備、体育・スポーツ活動を実践する団体や個人を補助する対象とするという答えがありましたけど、教育委員会としては、スポーツ振興基金条例施行規則を考えております。内容については、教育委員会の規則になっておりますので、条例の制定後、事前に策定しております規則案を教育委員会の皆様に審議いただきたいと考えております。具体的には、スポーツ施設の整備等、各スポーツ団体及び個人のスポーツ活動の推進に必要な資格の取得、更新、また技術向上を目的とした研修、講習会への参加等に補助をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

今の答弁ですけれども、私が言いよるのは、この条例を制定するに当たって、施行する規則というものがセットになって提出されにゃいかんと思うわけですよ。そういうところで説明を今求めたんですけれども、これについての触れ方というのは、ちょっと今、その答えにはなっていないんじゃないかと思しますので、もう一度お願いいたします。

要するに、制定をするときには必ず条例の後に規則が生まれるわけですよ。それは、施行するに当たって、こういう規則はなけりゃいかんと私は思うわけですよ。そこで私が言いよるわけですけれども、例えば、この条例の中にこういうのがうたってあるわけですよ、議案第25号にはですね。第2条には、体育施設等命名権及び寄附金並びに一般会計、こういうものに歳入歳出がされるわけですけれども、そのとき、この規則というのをつくらにゃいかんと思うわけです。なぜならば、この書類の様式というものを別紙に設けたのが規則なんですけれども、その規則というものが提出されていないわけですので、例えば、一般会計のほうに金額が動くなれば、それを提出してこれを求めるというようなことだと私は思うわけです。

よ。だから、条例の制定というものは普通、そういう細かいところは別紙において提出されなければ、この一般会計の中でも歳出についてはどのような用紙で求められるのか、支払われるのかということをお私に言いたいわけですよ。これは普通、条例を見るとわかるんですけども、各条例の中にそういうものは必ずうたってあるわけですよ。別紙にですね、別の用紙を使って。例えば、これは一般会計に幾ら納入、または一般会計のほうに歳出をしてもらいたいというような様式というのは必ずあるわけですよ。早く説明すれば、これは一般的に損保、自動車の損害賠償の、また生命保険等も一緒ですけども、例えば、そういう、うたったにしても、その後その内容について細かい点が必ずついておるわけです。保険の契約をしたときにはこうだと。そういうのがちょっとやっぱりこれは満たしていないというふうなところですので、そのところを行政はどう——必要じゃないと思われるのか、必要であると思われるのか、それのお答えをお願いしたいと思います。

○議長（永尾光次君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小木 誠君）

実際には、大町町スポーツ振興基金条例施行規則はつくってはおります、案はですね。ただ、先ほど説明しましたけど、この条例案が通った後に教育委員さんたちに説明して、これでいいですかという、それを受けて今度上げようと思っていたんですけど、本来でしたら、この条例の添付書類としてそれをつけていたほうがよかったかもしれません。ちょっと私の不手際で、どうも済みませんでした。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

今の内容的には、急な話ですので若干納得できないところもありますので、14日ですね、議案が通るときにまた質問しますので、その点についてもう一度お願いいたします。

続いて、議案第26号に入りたいと思います。

17ページ、19款の諸収入、隣の雑入で派遣職員給与費ですね。大町病院と書いてあるんですけど、これは派遣されたとの給料でしょうけれども、対象というものはどういう方の金額ですかね。

○議長（永尾光次君）

総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

お答えします。

この派遣職員給与費につきまして、今回2,464万5千円を計上させていただいております。この分につきましては、大町町から大町病院のほうに職員5名を派遣しております。その分に係る給料とか諸手当、この部分について、町のほうから給料を出していますが、給与等につきましては、諸手当を含めまして、新武雄病院からうちのほうにいただくということになっております。そういう分で、あと社会保険等についてはうちの負担となりますが、給与費については全部、新武雄病院に持ってもらっているということになります。

以上でございます。

○議長（永尾光次君）

いいですか。内野議員。

○6番（内野強美君）

続いて、20ページのほうに行きたいと思います。

20ページの款の総務費ですけれども、目の一般管理費のほうですね。これの4. 共済費ですかね。これの一番下の退職手当負担金、これはどういうことですかね。

○議長（永尾光次君）

総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

お答えします。

これは職員の退職手当について、退手組合のほうにずっと支払いをしております。その分につきましては、今回、追加の計上額でございます。

以上です。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

続いて、21ページのほうに参ります。

21ページの12目の一番下の欄ですけれども、ふるさと応援寄附金ですかね、これは謝礼についてですね。これは1カ所の金額なのか、またどういう金額なのか、ちょっと教えてもら

いたいと思います。

○議長（永尾光次君）

企画政策課長。

○企画政策課長（井原正博君）

お答えします。

これは、最初に議案第26号の17ページ、こちらをちょっとお開きください。

先ほどの諸収入、雑入、雑入の欄の2番目のふるさと納税謝礼品精算金、まずこちらの説明からさせていただきます。

この精算金で2,582万1千円計上しておりますが、これは平成28年度までは大町町のほうがふるさと応援寄附金、こちらをふるぽ、それから楽天、それからふるさとチョイスのほうからのルートから受発注の業務を行っておりましたが、これを平成29年度から大町町のほうで一括で受発注の事務を行うようにしております。これに伴いまして、JTBの分、これがポイント制なんですけど、28年度分のポイント、これのまだ使われていないポイントですね。残ポイントなんですけど、その相当額をJTBから精算という形で受け入れたのが2,582万1千円になっています。これに連動しまして、先ほど議員が言われました21ページのふるさと応援寄附金、こちらの報償費のほうで同額を、返礼品に対するということで大町町が受け入れている状態です。

以上です。

○議長（永尾光次君）

いいですか。内野議員。

○6番（内野強美君）

22ページのほうに行きたいと思います。

これは、14節の使用料及び賃借料ですね。ふるさと応援寄附金データ一括管理システム利用料64万8千円、続きまして18節の備品購入費、ふるさと応援寄附金データ一括管理システムというようなことでマイナスの出ておりますので、このことはどういう意味をするんですかね。

○議長（永尾光次君）

企画政策課長。

○企画政策課長（井原正博君）

お答えします。

最初のふるさと応援寄附金データ一括管理システム利用料、こちらの64万8千円の分は入札減によるものです。それから、次の備品購入費、こちらが現在、役場庁舎西側、旧母子センター内にふるさと応援寄附金専用の事務室を設けています。そちらのほうでパソコンとかプリンター等、必要な機器をちょっと備品購入費で計上させてもらっています。

以上です。

○議長（永尾光次君）

いいですね。内野議員。

○6番（内野強美君）

続いて、議案第29号に入りたいと思います。

これは建設工事請負仮契約書ですけれども、この中に、2ページ、3ページに入札比較書というのがございますが、これに対して、入札者の名前が載っておるわけですけれども、このほかに、宮園電工、また有明電設武雄営業所、それと佐電工、この3カ所。もう一つ、ここに川内設備工業ですね。まず、4番目の川内設備工業については入札がなかったのか、あったのか。どうしてまたなかったのか、伺いたいと思います。

○議長（永尾光次君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小木 誠君）

入札比較書に載っている4業者が入札に参加されていますので、ここに記載されている、それと入札額も書いてあるとお入り入札されました。

以上です。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

軽く聞いていきますので。

例えば、2番目の有明電設武雄営業所は、この数字的に入札の額が5,730万円ですかね。これに対して3番目が5,400万円。300万円ほど若干違ってくるのに落札というのは、どのような形で入札、落札についてはされているんですかね。

○議長（永尾光次君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小木 誠君）

お答えいたします。

入札比較書の右側の摘要というところに予定価格ということで6,095万円、それと最低制限価格5,485万5千円、この間の金額で、そして一番低い金額が落札決定者ということになっておりますので、この金額で一番低い佐電工さんが落札となりました。

以上です。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

これは第1回の入札をされたと思うんですね、2回目はないようですので。これに対して5,400万円という数字が3番のほうには出ておるわけですがけれども、これに対して2番目ののが5,700万円。何で300万円の差がありながら佐電工武雄営業所に落札されたのか。そこがちょっと私のほうには……。 （発言する者あり）

○議長（永尾光次君）

いいですか。（「そいぎよかです。わかりました」と呼ぶ者あり）内野議員。

○6番（内野強美君）

続いて、議案第30号に移りたいと思います。

議案第30号については、町営住宅の家賃滞納ということで、明け渡しということで出ておりますけれども、この山田さんという方は再三再四にわたり催促をしたけれども、だめというようなことで訴訟を起こすというようなことでございますので、現在、山田さんという方は、生活状況はどのようにしてされておるのかわからんですかね、わかればお答えください。

○議長（永尾光次君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

この入居者の収入につきましては、昨年、平成28年度の家賃決定の折の収入申告書も提出されておらず、どういった状況か把握しておりません。

以上です。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

この滞納は、大体わかる範囲でいいんですけども、何年ごろからの滞納金が今現在あるのですかね。

○議長（永尾光次君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

平成20年2月から平成29年4月まで、家賃滞納額は37万7,030円となっております。

以上です。

○議長（永尾光次君）

内野議員。

○6番（内野強美君）

それと、裁判をしたとき、もちろん裁判のほうには想像するわけですけども、その間、明け渡し、もちろんこれはそういう訴訟でしょうけれども、それに対して決定が決まった後に、この滞納の家賃についてはどのように考えておられるのか。例えば、裁判が終わって払えとか、立ち退きせろとか、明け渡しせろとかいう問題が出てくるんですけど、その後の滞納については、請求というものはもちろんされるのか、されないのか、これをちょっとお伺いします。

○議長（永尾光次君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

お答えします。

この訴えにつきましては、町営住宅の明け渡し及び家賃の滞納金の支払い請求を要求しておりますので、その裁判の中で訴えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（永尾光次君）

いいですか。内野議員。

○6番（内野強美君）

議案ではないんですけども、寄附金の問題でもいいのですかね。

○議長（永尾光次君）

議案じゃなかったらだめ。議案質疑よ。（「よかとやろう」と呼ぶ者あり）だめ。議案質疑です。議案質疑ですから、議案じゃなかったらだめですよと言っているんですよ。（「そいぎ後回しね」と呼ぶ者あり）いや、それはもう委員会で聞いてください。（「そいぎ終わります」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。4番早田議員。

○4番（早田康成君）

内野議員の今の質問に合わせて、ちょっとまたお願いしたいと思います。

一般質問からずっと私、物品管理に関して今回ちょっと興味を持ってやっておるんですけども、議案第29号の学校設備の空調の関係ですけど、今までずっと工事はなされてきておると思うんですね。学校関係とか、こういった施設関係あると思うんですけど。この予定価格というのは業者の見積もりですか、それを答えてください。

○議長（永尾光次君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小木 誠君）

入札価格の金額ですか。（「うん」と呼ぶ者あり）これは業者の金額です。

○議長（永尾光次君）

早田議員。

○4番（早田康成君）

町の中で、その能力というのを求めちゃいかんと思うんですけども、通常こういった工事とかする分については原価計算、これが基本になると思うんですね。例えば、ねじ1本幾ら、鉄板が幾ら、コンクリート平米幾らというのは、建設価格の中で、厚いやつあるでしょう、あれに全部書いてあるから、あれを計算して計上して初めて出てくると思うんですけど、そこら辺のところまでは、今のところ町にはその能力はございますか。

○議長（永尾光次君）

総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

済みません、ちょっと全体的な設計の部分ということでございますので、この空調設備の設置工事につきましては、当然、業者のほうに設計の委託を発注しまして、そこで専門的に

設計を出しております。ただ、あと通常、議員おっしゃられるように、設計業務につきましてはなかなかプロがおりませんので、業者委託というのがほとんどでございます。

以上です。

○議長（永尾光次君）

早田議員。

○4番（早田康成君）

ありがとうございました。

それから、議案第26号の補正予算のところの22ページ、これも質問があったところなんですけれども、備品購入費のふるさと納税業務用パソコン、プリンター、エアコン、この分ですが、この業務を町でやるという説明がございましたけれども、その分の業務に関して、職員も雇用されておられると思うんですが、そこら辺のところのマンアワー、どういった業務をして、どれぐらいの時間がかかって、どういうふうになっているのか、そういった計算もなされていると思うんですけれども、そこのところ御説明をちょっとお願いします。

○議長（永尾光次君）

企画政策課長。

○企画政策課長（井原正博君）

お答えします。

これは、主に3つ、事務室のほうで業務を行っております。

1つは、ウェブプロモーションという形で、大町町のふるさと応援寄附金の受け付けサイトですね。そちらのほうの、より注目を集めるようにといったことの作業を行っております。

次に、返礼品の企画開発、それを事務室のほうから各事業所を回って新規開発、開拓だとか、それを行っております。

あとは通常の寄附金の受け付け、それから返礼品の発注業務、そちらのほうを行っております。

現在、委託業者のほうから2名、それから臨時職員1名、それから常に常駐はできないんですけど、うちの職員が1名張りついて、そういったノウハウ等を習得している段階です。

以上です。

○議長（永尾光次君）

早田議員。

○4番（早田康成君）

もう一つ、これは一般質問から延長しての形になるんですけれども、物品管理に関して、前出ました譲渡品の151品目プラス電子カルテ152品目ですね。それ以外に備品台帳に残っている眼科関係の分については何品目あるんでしょうか。また、これがあつたときには、この補正予算関係、次の補正予算でも間に合うんでしょうけれども、こういったものについての計上というのはどういうふうになるんでしょうか。できますか、できませんか。する予定があるかどうか、お願いします。

○議長（永尾光次君）

総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

お答えをいたします。

眼科関係の機械等の備品の数について、ちょっと台帳自体が大町病院のほうにございますので、今現在、把握していない状況でございます。

そして、今後、そういう備品等についての売却を行う場合につきましては、金額が大きければ、例えば、売買価格が700万円を超えるとかなれば当然議案となりますが、それ以下であれば通常の決裁何にて適正に売却して、その予算計上も行っていくこととなります。

以上でございます。

○議長（永尾光次君）

早田議員。

○4番（早田康成君）

財政難ですから一円でも多く、そういったものはやはり気をとめにやいかんというふうに思います。したがって、電子カルテとあわせて対処のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（永尾光次君）

ほかにございませんか。5番中山雄次郎議員。

○5番（中山雄次郎君）

前の内野議員に付随しての質問ですけれども、議案第30号の訴えの提起についてということですが、今、農林建設課長のほうから平成20年2月からの滞納ということで上がっており

ましたが、これもやはり提案理由の中にもありますように、社会的公正性ということと法秩序を回復するためにはいたし方なかったということで、これは私も理解しておりますけれども、平成20年からといたら、もう9年間たっております。うちの町営住宅はまだほかにもたくさんありますけれども、弁護士委託料が16万2千円もかかっております。ほかに、まだ第2、第3のそういった方が出てくる可能性もあるのかなと思いますが、現在、この方は9年間以上も督促に対して応じなかったということで、今回、訴えの提起になったと思いますけれども、まだほかにそういった方がいらっしゃるのか、わかりましたらお答えをお願いします。

○議長（永尾光次君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

滞納に関しましては若干名はいらっしゃると思いますけど、分納誓約とか、そういった相談に乗っていただけますので、この方に関しましては、平成27年の納付を最後に、その後、面会等も拒否されて、この後も誠意ある対応が見込めないということで今回の訴えを起す提起になりました。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（永尾光次君）

いいですね。ほかにございませんか。10番中山初代議員。

○10番（中山初代君）

今の議案第30号のことですけど、家賃は払ったことはあんさるわけですね。27年の納付を最後にといいよんさるけんが、何回かは払われているんですかね。そして、働いておられないんですかね、20年からずっと。

○議長（永尾光次君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

お答えします。

滞納の整理表に整理しています分納関係で、平成24年5月から平成27年2月まで若干の納付はあっておりますけど、平成27年2月を最後に納付されておられません。

生活に関しましてもちょっと把握はできておらず、仕事をされていないのかと判断してお

ります。

以上です。

○議長（永尾光次君）

中山初代議員。

○10番（中山初代君）

きのう国保のことを質問いたしました、やっぱりそういう町民の家賃を払えないとかいうような困った人、医療費が払えないというような人、そういう人はこういう訴えで打ち切ってしまうてよかとかかと私は思います。もっと福祉的な立場で、家賃を払えないなら——あるでしょう、福祉事務所を呼んで相談したりとか。例えば、生活保護になったら家賃は生活保護費から出ます。医療費も出ます。そういうふうにせろと言いきることじゃなかですけどね。そういう、自治体がやらなければならないこと。この人、町営住宅を追い出したらどがんなんさるとですか。勝手にどこなりとん出ていきんさるぎよかという立場でしょうかね。そこら辺が、自治体がやらなければならない仕事というのがあると思います。絶対救えるということでもないと思いますが、そこら辺はどんなふうを考えていらっしゃいますかね。

○議長（永尾光次君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

お答えします。

先ほど議員おっしゃるとおり、うちとしましても、相談とか応じてもらえれば何とか対応も施策も考えていきますけど、全然もう拒否されている状態が続いており、その間、通知、呼び出し状なりかけて、来ていただくよう再三努力しましたが、今後の対応が見込めないということで訴訟に至った経過もあります。

裁判の結果、退去してもらうに伴って、身内の方とか、そこら辺を調査して、身内の方に引き取っていただくような考えは持っております。

以上です。

○議長（永尾光次君）

いいですね。4番早田議員。

○4番（早田康成君）

今の件につきまして、そういうふうに督促しても全然応じない。もうこれ以上の手段がないというふうなことで提起されたと思うんですけども、それで一応発動はされるかもわかりませんが、これに対して後日、法的なところで、あらゆる民法等の、主はそこら辺になると思うんですけども、こういったものにかかわる懸念というのはありませんか。

○議長（永尾光次君）

農林建設課長。

○農林建設課長（森 光昭君）

お答えします。

この訴えの提起につきましても、顧問弁護士に何回となく相談しておりますので、今後も訴訟に向けて、弁護士に専門的な立場から指導を仰ぎたいと思います。

以上です。

○議長（永尾光次君）

早田議員。

○4番（早田康成君）

人権のことがございますので、そこら辺のところはしっかりと法律に基づいてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（永尾光次君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

ないようですので、これで町長提出の議案に対する質疑を終わります。

日程第2 議案等の委員会付託

○議長（永尾光次君）

日程第2．議案等の委員会付託を行います。

議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれの関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永尾光次君）

御異議なしと認めます。よって、議案は議案付託表のとおり関係委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。議事進行についての御協力、まことにありがとうございました。どうもお疲れさまでした。

午前10時13分 散会